

富士市技能労務職員の給与等の見直しに向けた取組方針

富士市では、適正な職員給与の水準実現のため、他の地方公共団体と均衡のとれた給与制度への見直しや、給与改定や給与構造改革に取り組むほか、民間委託の推進など随時見直しを行ってまいりました。

一方、地方公共団体の技能労務職員の給与については、一般的に同種の民間事業の従業者に比べ高額となっているのではないかと厳しい批判があるところです。

このような声を真摯に受け止め、一層の適正な給与制度の確立を図るとともに、市民の皆様のご理解が得られるよう、富士市における今後の技能労務職員の給与等について、見直しに向けた取組方針を策定しましたので以下のとおり公表いたします。

1 富士市の技能労務職員の現状

(1) 技能労務職員(正規職員のみ)の平均給与等の状況(平成19年4月1日現在)

職種	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額
富士市技能労務職計	43.4歳	168人	324,500円	368,632円
（うち清掃職員）	43.2歳	55人	338,800円	393,207円
（うち学校給食員）	41.8歳	75人	302,500円	339,627円
（うち用務員）	56.7歳	2人	411,900円	445,800円
（うち自動車運転手）	53.5歳	9人	409,600円	461,655円
（その他技能労務職）	44.2歳	27人	321,800円	362,637円
静岡県	50.2歳	371人	357,431円	387,939円
特例市平均	46.0歳	286人	328,327円	367,795円

職種の分類は、総務省による「地方公務員給与実態調査」による区分です。

「平均給料月額」は、基本給の平均値です。

「平均給与月額」は、基本給及び諸手当の合計の平均値です。

(2) 技能労務職員の年齢構成の状況（平成19年4月1日現在）

区分	18～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	合計
職種合計	2人	5人	12人	42人	34人	44人	13人	16人	168人
（うち清掃職員）			2人	17人	19人	10人	4人	3人	55人
（うち学校給食員）	2人	1人	10人	19人	13人	26人	1人	3人	75人
（うち用務員）								2人	2人
（うち自動車運転手）						1人	5人	3人	9人
（その他技能労務職）		4人		6人	2人	7人	3人	5人	27人

(3) 民間従業員の平均給与等の状況

職種	平均年齢	平均給与月額
廃棄物処理業従業員	43.3歳	299,800円
調理士	43.1歳	251,400円
用務員	53.6歳	436,265円
自家用自動車運転者	42.4歳	375,886円

民間事業の従事者のデータのうち、廃棄物処理業従業員及び調理士は平成16年～18年の「賃金構造基本統計調査」を基にしたものです。

用務員及び自家用自動車運転者のデータは静岡県の給与・定員管理等について公表されているものを使用しています。

調査対象となる民間従業員と公務員の職種の比較にあたっては、年齢、業務内容、雇用形態などの点で完全に一致しているものではありません。

たとえば、民間従業員のデータにはパート、アルバイトなど多様な雇用形態の者が含まれています。

(4) その他給与に関する事項

ア 給料表

平成19年3月31日まで一般行政職と同一の合成給料表を使用していました。

給与構造改革により平成19年4月1日より国家公務員の行政職給料表(一)とほぼ同一の給料表に切替えを実施し、給料表切替えによる引下げ率は、技能労務職平均で5.6%となりました。

現在、一般行政職9級制のうち5級までを適用しています。

イ 手当

支給される手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末勤勉手当などがあり、職員の状況に応じて支給されます。

ウ 昇給基準

毎年1月1日を昇給期とし、同日前1年間で良好な成績で勤務した職員の昇給号数を4号給（55歳以上の職員の場合2号給）とすることを標準としています。

2 見直しに向けた基本的な考え方

公務員給与の決定原則である「職務給の原則」、「情勢適応の原則」、「均衡の原則」等に則り、責任の度合いや職務の困難性に応じた給与制度の実現を図り、同一又は類似の職種の民間事業の従事者との労働環境や職務内容の違いにも十分に注意を払ったうえで、民間事業従事者、国並びに他の地方公共団体職員との均衡を目指すことを基本的な考え方とします。

3 具体的な取組内容

ア 給料表

すでに給与構造改革などで抜本的な改革を実施してきたところですが、上記の基本的な考え方に則り、今後も継続的に見直しを進めてまいります。

イ 手当

特殊勤務手当については、見直しを実施し、平成18年4月より施行しているところですが、社会情勢の変化に対応し、常に点検・見直しを図ってまいります。その他の手当についても、他の地方公共団体との均衡を失しないよう、運用の見直しを進めてまいります。

ウ 昇給基準

人事評価制度の導入と同時に、職務の実績及び職員の能力をより適正に評価して、処遇へ反映していけるよう、制度の整備を図ります。

4 その他（民間委託の推進、事務・事業の見直し等）

富士市では、「民間でできるものは民間で」という視点に立ち、民間活力の導入が期待できるものと行政が実施すべきものを区分けし、民間への委託が可能なものについては民間委託化を推進しております。

また、技能労務職員の職場の事務・事業を常に見直し、適正な職員配置に努めております。

民間委託化を進めている業務

可燃ごみ収集業務の民間委託化

福祉施設（こども療育センター、ふじやま・くすの木学園）調理業務の民間委託化

福祉施設車両管理業務（こども療育センター通園児送迎バス運転士）の民間委託化

斎場管理運営業務（霊柩車運転手）の民間委託化

庁舎警備業務の民間委託化

なお、学校給食調理員については、定期的に正規調理員の採用を行っております。

これは、「自校直営方式」により、地元の食材を豊富に使用した「出来たての温かい給食」が富士市の大きな特色となっており、保護者意識調査においても、安全でおいしい給食が高く評価されていること、その一方で、給食コスト低減のため、調理員配置基準を定め、職員の6割程度を臨時職員化し人件費の圧縮に努めており、民間委託による大幅なコスト削減が見込めないことなどから、当面は自校直営方式を維持し、「富士市らしさ」を強調していくこととしていることによるものであります。

一方、福祉施設においては、調理業務の民間委託及び調理員の臨時職員化の推進により、市全体の調理員数としては減少の方向にあります。